

## 一般社団法人日本私立看護系大学協会事業活動会計取扱い規程

## (目的)

第1条 一般社団法人日本私立看護系大学協会（以下「本法人」という。）定款第4条に規定する事業活動に基づく事業活動会計の施行上必要な事項について、この規程を定めるものとする。

## (予算)

第2条 当該事業担当理事は、経理責任者と連絡及び調整を図り、「事業活動計画書」（様式1）及び「事業活動予算」（様式2）を理事会に提出し承認を得なければならない。

## (経費)

第3条 事業活動にかかる会計は本法人経理規程に準じて本法人事務局が行う。

2 事業活動予算は、以下のものからなる。

- (1) 会議費：会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために要する費用（単価は別表1に定めるものとする。）
- (2) 旅費交通費：業務遂行に要する旅費や交通費
- (3) 通信運搬費：郵便料、振込手数料等の支払いに要する費用
- (4) 印刷費：印刷代等の費用
- (5) 消耗品費：文具等の20万円以下の消耗品等を購入するために要する費用
- (6) 支払報酬費：講演謝金等の報酬の支払いに要する費用
- (7) 業務委託費：外部の業者へ業務委託した場合に要する費用
- (8) 賃借料：賃借により支払う費用
- (9) 助成費：助成事業の採択により支払う助成金

3 謝金は本法人の事業実施のために協力を依頼した個人又は団体若しくは機関等に対して別表2のとおり支出することができる。ただし、別表2により難しい場合には、依頼分野における個人の経歴や実績等を考慮し理事会の承認を得て額を定める。

## (報告)

第4条 当該事業担当理事は、経理責任者と連絡及び調整を図り、「事業活動報告書」（様式3）及び「事業活動会計内訳」（様式4）を理事会に提出しなければならない。なお、中期活動及び中期会計内訳について報告しなければならない。

## (決算)

第5条 当該事業担当理事は、経理責任者と連絡及び調整を図り、「事業活動会計内訳」を「事業活動報告書」と共に理事会に提出し、決算について承認を得なければならない。

## (改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

(別表1)

弁当代	2,000円(税別)
茶菓子代	500円(税別)

(別表2)

特別講演(総会、周年事業等) 会員校本務教職員 以外※	100,000円～300,000円
特別講演(総会、周年事業等) 会員校本務教職員	70,000～100,000円
一般講演(研修事業等) 会員校本務教職員以外	100,000円～300,000円
一般講演(研修事業等) 会員校本務教職員	30,000～50,000円
事例紹介	30,000円
ファシリテーター、座長など	5,000円
集計(事務補佐)・会場整備等軽微な労務謝金	時給1,000円～1,400円
審査料(研究助成選考委員等)	20,000円～

※本務教職員とは専任教職員及び週5日以上出勤する有期雇用の教職員